

信州大学医学部附属病院長候補者選考基準

令和 7 年10月23日

国立大学法人信州大学に設置する信州大学
医学部附属病院長候補者選考会議

国立大学法人信州大学に設置する信州大学医学部附属病院長候補者選考会議は、信州大学医学部附属病院長候補者の選考にあたり、信州大学医学部附属病院長候補者選考規程(平成 30 年信州大学規程第 295号)第 4 条第 2項の規定に基づき、信州大学医学部附属病院長に求められる資格(資質・能力等)について次のとおり定める。

1. 医師免許を有している者

医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に定めるところにより医師免許を所有する者

2. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者

信州大学医学部附属病院の医療安全管理委員会の委員経験を有する者、信州大学医学部附属病院規程(平成 16 年信州大学規程第 56 号)第 18 条に規定する医療安全管理室の室員経験を有する者又はこれらと同等以上の医療安全管理業務経験を有する者であり、かつ、患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力を有する者

3. 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者

本院又は他院における組織管理経験を有し、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有する者

4. 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者

大学の医学系教授等の経験があり、教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者